# 「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例」の検討にあたり、 参考となる他自治体の条例事例(⑤情報共有)

- 1. 自治全般に関する条例の事例
- (1) ニセコ町まちづくり基本条例
- 第3章 情報共有の推進

(意思決定の明確化)

第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に 理解されるよう努めなければならない。

(情報共有のための制度)

- 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系を なすように努めるものとする。
- (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

(情報の収集及び管理)

第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう 統一された基準により整理し、保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

# (2) 杉並区自治基本条例

(情報の公開及び提供)

第17条 区は、区民等の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の進展を図るため、別に条例で 定めるところにより、区政に関する情報を積極的に区民等に公開し、提供することにより、区民 等との情報の共有に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 区は、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の保護に努めなければならない。

(説明責任)

第 19 条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について区民等に 分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

(参画及び協働の原則)

- 第 25 条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。
- 2 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解 と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければなら ない。

# (3) 多摩市自治基本条例

第3章 情報の共有

(情報共有)

- 第 17 条 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを 市民にとってわかりやすいものにしなければなりません。
- 2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報が共有されるよう、必要な 措置を講じなければなりません。

(情報公開)

第 18 条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければなりません。

(個人情報の保護)

第 19 条 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求 する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的人権を擁護し、信頼さ れる市政を実現しなければなりません。

(説明・応答責任)

- 第 20 条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果さなければなりません。
- 2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとします。

# (4) 大和市自治基本条例

(情報共有の原則)

第5条 市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。

(市民の権利)

- 第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。
- 2 市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」 という。)の過程に参加する権利を有する。
- 3 市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有する。
- 4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができる。

(説明青任)

- 第 21 条 執行機関は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民に わかりやすく説明しなければならない。
- 2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。

#### (情報公開)

- 第22条 執行機関は、政策形成等における情報を原則として公開しなければならない。
- 2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(個人情報の保護)

- 第23条 市長は、個人情報の保護の推進のため、個人情報を取り扱うものに対し、必要な措置を 講ずるよう努めなければならない。
- 2 執行機関は、その保有する個人情報を保護しなければならない。
- 3 前2項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

# (5)「文の京」自治基本条例

第1節 情報の公開

(区政に関する情報の公開)

- 第 31 条 区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に 公開する。
- 2 区は、区政に関する情報を公開するに当たっては、個人情報の保護に配慮しなければならない。 (区の説明責任)
- 第32条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について、区民等 にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。

(区民等の情報公開)

第33条 区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、 個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努める。

(区民等の説明責任)

第34条 区民等は、自らが行う公共的な活動について、相互に説明するよう努める。

# (6)足立区自治基本条例

第4章 情報の共有

(情報の公開及び提供)

第7条 区は、区政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた区政を実現するため、別に条例で定めるところにより、区が保有する情報を積極的に公開し、提供しなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 区は、区民の権利及び利益が侵害されることがないように、別に条例で定めるところにより、個人情報を保護しなければならない。

## (7) 川崎市自治基本条例

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

(情報提供)

- 第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。
- 2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

#### (情報公開)

- 第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。
- 2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

#### (個人情報保護)

- 第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。
- 2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。
- 3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

#### (会議公開)

第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理 由がない限り、公開します。

## (情報共有の手法等の整備)

第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治 運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法 等の整備を図ります。

# (8)中野区自治基本条例

(自治の基本原則)

- 第2条 区民は、自らの意思と合意に基づき、共通する幸福と豊かさを追求するために自治を営む。
- 2 区民は、区政への参加及び監視により、より良い区政の実現を目指す。
- 3 区は、区民の自治の営みを基本に区政を運営しなければならない。
- 4 区は、区民と区との十分な情報共有を基に、区民に区政への参加の機会を保障しなければならない。
- 5 公益のために活動する区民の団体と区とは、その共通する目的を達成するため、協力し合う。 (執行機関の役割及び責務)
- 第5条 執行機関は、政策の企画立案、検討、実施、評価及び見直しのすべての過程に係る情報を 分かりやすく区民に提供するよう努めるとともに、区民の求めに応じて区政情報を公開しなけれ ばならない。
- 2 執行機関は、行政運営における公平性及び公正性を確保し、区民の権利及び利益を保護しなければならない。
- 3 執行機関は、効率的かつ効果的な行政運営を行わなければならない。

# (個人情報の保護)

第13条 執行機関は、保有する個人情報を保護しなければならない。

# (9)三鷹市自治基本条例

(情報公開等)

第 14 条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障

が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならない。

#### (個人情報の保護)

第 15 条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

# (10) 豊島区自治の推進に関する基本条例

第4章 区政への参加、協働

第1節 情報の共有等

(区政情報を知る権利)

第 14 条 区民は、区政への参加に必要な情報の公開を区に請求し、区から説明を受けることができる。

## (区政情報の公開及び提供)

- 第15条 区は、前条に定める区民の権利を保障し、区民の区政への積極的な参加を推進するため に別に条例の定めるところにより、区政情報を区民に公開しなければならない。
- 2 区は、多様な媒体を積極的に活用し、区政情報を区民に分かりやすく提供しなければならない。 (説明責任)
- 第 16 条 区長等は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について、区民に分かりやすく説明しなければならない。

# (応答責任)

第 17 条 区長等は、区民から区政に関する要望、意見、苦情等の申立てがあったときは、速やか に事実関係を調査し、これに答えなければならない。

#### (審議会等の公開)

第 18 条 区長等が設置する審議会等の会議は、公開する。ただし、法令、条例等の規定により非公開とされる会議又は議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれ、公開することが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

#### (個人情報の保護)

- 第 19 条 区は、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、別に条例の定めるところにより、区が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。
- 2 区は、個人情報の開示等を求める権利を保障する。

# 2. 参加及び協働に関する条例の事例

# (1)西東京市市民参加条例

(基本原則)

- 第3条 市民参加の基本原則は、次のとおりとする。
- (1) すべての市民が参加することができるものとする。
- (2) 市民の自主性を尊重して行うものとする。
- (3) 市民と市が対等の立場でお互いの役割を理解し、尊重しながら行うものとする。

(4) 市民と市との情報の共有により行うものとする。

(市の役割)

- 第5条 市は、市民が自ら市政について考え行動することができるよう、市政に関する情報の公開 に努めるものとする。
- 2 市は、市政運営における市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めるものとする。
- 3 市は、施策の実施結果について、市民に対し、適切な方法により説明するよう努めるものとする。
- 4 市は、市民活動の促進を図るため、適正な支援を行うよう努めるものとする。
- 5 市は、市民参加の継続的な発展に向けて、創意工夫に努めるものとする。

(会議公開の原則)

- 第8条 実施機関は、附属機関等の会議(以下「会議」という。)を公開しなければならない。ただし、西東京市情報公開条例(平成13年西東京市条例第12号)第7条各号に定める不開示情報を審議する場合及び附属機関等において公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認める場合は、この限りでない。
- 2 実施機関は、会議を非公開とする場合を除き、会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、 議題等を事前に公表しなければならない。
- 3 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供する等、傍聴者が会 議の内容について理解を深められるよう努めるものとする。

(会議録の作成及び公開)

- 第9条 実施機関は、開催した会議については、会議録を作成しなければならない。
- 2 会議録は、これを公開しなければならない。
- 3 前項の場合において、会議録に西東京市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報が記録されているときは、同条例の例により公開する。

#### (2) 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

(市の責務)

第3条 市は、市民参加及び市民協働を推進するための必要な情報を、市民及び市民公益活動を行 う団体に積極的に提供しなければならない。

(意見などの取扱い)

- 第7条 市の実施機関は、広く市民の意見などを聴くための市民参加の手続きを行った場合は、提出された意見、情報を総合的かつ多面的に検討しなければならない。
- 2 市の実施機関は、公表したものに対する市民の意見及び情報の検討を終えたときは、速やかに 次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、狛江市情報公開条例(平成 12 年条例第6号) 第9条に定める非公開情報は公表しないことができる。
- (1) 提出された意見、提案、情報
- (2) 提出された意見、提案、情報の検討経過及び検討結果

(会議の公開)

第 10 条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。この場合においては、その理由を公表するものとする。

# (3) 大田区区民協働推進条例

規定なし

# (4) 中野区区民公益活動の推進に関する条例

(区民公益活動を行う団体の役割)

第5条 区民公益活動を行う団体は、その活動が広く地域社会全体に理解されるよう、活動内容等 について情報の公開に努めるとともに、必要に応じて、他の区民公益活動を行う団体、事業者及 び区と連携を図り、協力するよう努めるものとする。

# (5) 八王子市市民参加条例

(市の責務)

- 第3条 市は、市民参加を基本とした市政運営を行うものとする。
- 2 市は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。
- 3 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすくかつ積極的に公表し、又は提供するとともに、 市民に対する説明責任を果たすものとする。

#### 審議会等)

- 第9条 実施機関は、審議会等を設置する場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、原則として 公募により選考された市民を審議会等の構成員とするものとする。
- 2 実施機関は、審議会等の構成員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性 及び信頼性の高い運営を行うよう努めるものとする。
- 3 実施機関は、審議会等の会議を公開しなければならない。ただし、公開することにより支障が 生じると認められる場合は、この限りでない。
- 4 実施機関は、審議会等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。
- 5 実施機関は、審議会等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、 八王子市情報公開条例(平成12年八王子市条例第67号)第8条各号に定める非公開情報が記録 されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は別に定める。